

第79期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年7月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、健康状態にかかわらず、当日の本株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書の郵送でのご返送による議決権行使のご検討をお願い申し上げます。今後、感染拡大の状況等により、開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトにてご確認賜りますようお願い申し上げます。

目次

第79期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
議案 剰余金の処分の件	
(添付書類)	
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	27

証券コード:3161
2020年7月13日

株 主 各 位

東京都台東区蔵前四丁目13番7号

アゼアス株式会社

代表取締役社長 斉 藤 文 明

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を新型コロナウイルス感染予防の観点より、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年7月27日（月曜日）の営業時間終了時（午後5時45分）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月28日(火曜日) 午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル3階 祥雲の間
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第79期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎修正事項の通知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、その旨掲載しますので、あらかじめご承知下さい (<http://www.azearth.co.jp>)。

・本年は、新型コロナウイルス感染予防のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。

・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・会場入口付近で、株主様のための消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し、クールビズにて対応をさせていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染のリスク低減のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通し下さいますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.azearth.co.jp/>) にて、発信情報をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

インターネットによる開示についてのご案内

次の事項については、法令及び定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません (<http://www.azearth.co.jp/ir/>)。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計算書類の「個別注記表」

※会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ホームページに掲載している上記書類を含みます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質を一層強化し、安定した収益基盤を確保するため内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金20円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は114,845,080円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年7月29日

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年5月1日から2020年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響が、世界経済全般に影響を及ぼし、消費税増税等の影響により、個人消費が伸び悩み、全体的に力強さを欠きました。加えて年度末にかけて新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、停滞感が強まりました。今後も、これらの要因が、国内外の経済情勢に大きな影響を与えることも想定されることから、先行きの不透明感はこれまで以上に強まっている状況となっております。

このような環境下、主力事業であります、防護服・環境資機材事業の増収増益を背景に、当連結会計年度の売上高は9,941百万円（前年同期比4.4%増）、営業利益は466百万円（前年同期比63.8%増）、経常利益は477百万円（前年同期比52.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は316百万円（前年同期比46.8%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

防護服・環境資機材事業におきましては、当社の強みであるタイベック®防護服の市場におけるシェア拡大と新規防護服分野の市場創造に注力してまいりました。特に、前連結会計年度に引き続き、CSF（豚熱）の防疫用防護服への需要対応を行いながら、化学工場、再生医療分野における防護服の新規需要の開拓を進めてまいりました。これに加え、年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、防護服を中心とした感染対策用資材の需要が増加し、一時的に供給が不足しました。当社としては従来からの一般産業分野の需要に対応すること、また感染症対策への社会的な需要に対応できるよう努めてまいりました。その結果、売上高は5,491百万円（前年同期比21.3%増）、セグメント利益（営業利益）は715百万円（前年同期比57.2%増）と増収増益となりました。

たたみ資材事業におきましては、住宅着工数の減少、住宅の洋風化、畳表替えの減少等、当連結会計年度も引き続き厳しい環境下にありましたが、主力商品の畳表、フォーム、ボードが年度を通して、比較的好調に推移しました。また、厳しい環境下、販売先の与信管理に注力の上、利益確保に努め、事業の体質改善に取り組みました。その結果、たたみ資材事業の売上高は1,146百万円（前年同期比3.0%減）、セグメント利益（営業利益）は27百万円（前年同期比75.3%増）となり、減収増益となりました。

アパレル資材事業におきましては、中国、ベトナムを中心とした海外縫製基地における副資材の適地適時デリバリーを行うべく現地での商品開発とデリバリー体制の強化に注力してまいりました。また同時に当社の副資材セットデリバリー機能を活かした副資材の海外輸出にも注力してまいりましたが、天候の影響による取引先の在庫調整の影響に加え、米中貿易

摩擦、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一般カジュアルウェアやワーキングウェアを含むすべての分野で大幅な受注減となりました。その結果、アパレル資材事業の売上高は2,552百万円（前年同期比12.8%減）、セグメント利益（営業利益）は79百万円（前年同期比46.3%減）と減収減益となりました。

（注）「タイベック®」は、米国デュポンの登録商標です。

セグメント別売上高（連結ベース）

（単位：百万円）

事業名	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
防護服・環境資材事業	4,528	47.6%	5,491	55.2%	962	21.3%
たたみ資材事業	1,182	12.4%	1,146	11.5%	△35	△3.0%
アパレル資材事業	2,927	30.8%	2,552	25.7%	△375	△12.8%
その他事業	881	9.2%	750	7.6%	△130	△14.8%
合計	9,520	100.0%	9,941	100.0%	421	4.4%

（注）その他事業は全額中国子会社の事業であります。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は29百万円であります。その主なものは、システム関連機器4百万円、岡山工場の機械装置12百万円、関東物流センター設備更新3百万円であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度に、当社の所要資金として調達はありません。長期借入金は、約定返済により112百万円減少し、社債は、償還により15百万円減少しました。

（4）重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 連結ベース

(単位：百万円)

	第76期 (2017年4月期)	第77期 (2018年4月期)	第78期 (2019年4月期)	第79期 (2020年4月期)
売上高	9,174	9,223	9,520	9,941
親会社株主に帰属する当期純利益	129	160	215	316
1株当たり当期純利益	22.71円	28.52円	38.40円	56.24円
純資産	5,140	5,260	5,374	5,608
総資産	7,525	7,339	7,689	7,758

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、第76期（2017年4月期）に当社は「株式給付信託（BBT）」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第78期期首より適用しており、第77期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

② 単体ベース

(単位：百万円)

	第76期 (2017年4月期)	第77期 (2018年4月期)	第78期 (2019年4月期)	第79期 (2020年4月期)
売上高	7,204	7,000	7,413	8,077
当期純利益	126	92	159	288
1株当たり当期純利益	22.30円	16.41円	28.38円	51.23円
純資産	4,806	4,844	4,921	5,135
総資産	6,876	6,604	6,973	7,020

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、第76期（2017年4月期）に当社は「株式給付信託（BBT）」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項に対処すべき課題として取組みを進めております。

① 防護服市場開拓と国内外サプライチェーン網の再構築

日本における防護服の普及率は欧米に比べ低く、今後更なる事業開発の余地があります。このため、研究開発機能を強化し、発がん性のある化学物質対策や医療機関の感染症対策向け防護服、難燃・アークフラッシュ、高視認性防護服等の開発を進め、より安全な作業現場の実現に取り組んでおります。秋田県大仙市のアゼアスデザインセンター秋田において、生産技術等の蓄積を行い、企画開発力の強化に努めております。また、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中国等海外の防護服のサプライチェーン網が寸断され、需要に対し十分な供給が一時的にできない事態となりました。今後、国内外の原材料、製品の調達網を再構築し、不測の事態が発生した場合でも十分製品供給できる体制を目指します。

② 新事業開発

今後企業として尚一層の発展を遂げていくには、防護服・環境資機材事業に次ぐ新たな成長事業が不可欠と考えます。その一環として、マスク等パーソナルヘルスケア分野の製品販売等を拡大し、従来の「安全・防護」のドメインに加え、「健康・快適」といったドメインも含め、ビジネスチャンスの拡大に努めております。

③ グローバル化への対応

現状海外向けの売上高は、アパレル資材事業を中心に連結売上高の10%程度の水準にあります。アパレル市場が構造的に大きく変化する中で、日系アパレルのみならず、欧米系や中国内販向けへの販売を強化すると同時にベトナム拠点を活用した営業展開をしております。防護服・環境資機材事業においては、防護服の海外生産拠点の分散化、新規取引先の拡大等に取り組んでまいります。

④ 人材の育成と確保

当社グループが今後も継続的発展を遂げていくためには、人材の確保と育成は重要課題として位置付けております。第80期（2021年4月期）より新人事制度を導入し優秀な人材の確保と次世代リーダーの育成、若手社員の早期戦力化を図ってまいります。また、働き方については、在宅勤務の整備、女性活躍支援、中堅社員の活性化、高齢者雇用等に取り組む、人材活性化を進めてまいります。

⑤ 内部統制の強化と業務の効率化

中国の子会社を含め、連結ベースでの内部統制強化に引続き取り組んでおります。業務の効率化については、防護服・環境資機材事業において、WEB-EDI等の受注システムの効率的な運用に取り組中です。さらに、タブレット端末などICT活用を進め、顧客サービスの向上と営業の機動力の強化を進めております。また、事業継続プランの一環として、テレワークへの対応にも取り組みます。

(7) 主要な事業内容（2020年4月30日現在）

- ① 防護服・環境資機材事業
化学防護服、作業用防護服、環境資機材の製造販売
- ② たたみ資材事業
畳表、各種畳材料の販売及び畳工事の施工
- ③ アパレル資材事業
裏地、芯地、型カット品その他繊維副資材の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2020年4月30日現在）

① 主な事業所

（国内事業所）

本社	東京都台東区蔵前四丁目13番7号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目7番6号
児島事業所	岡山県倉敷市児島元浜町138番地2
岡山事業所	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
関東物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中464番地
西日本物流センター	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
アゼアスデザイン センター秋田	秋田県大仙市戸地谷字大和田176番地1

（子会社）

丸幸株式会社	群馬県太田市清原町5番地11
--------	----------------

（海外現地法人）

日里貿易（上海）有限公司	上海市徐匯区漕宝路82号光大会展中心E座1405室
日里服装輔料（大連）有限公司	中国大連經濟技術開發区万宝街10-2-2号
大連保税區日里貿易有限公司	中国大連經濟技術開發区万宝街10-2-2号
丸幸國際貿易（上海）有限公司	上海市徐匯区漕宝路82号光大会展中心E座1405室

（海外駐在員事務所）

ベトナム駐在員事務所	Room 0903, 9th Floor, CJ Building, 2 Bis-4-6 Le Thanh Ton Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City
------------	---

（関連会社）

メディケア・ジャパン株式会社	東京都台東区蔵前四丁目13番7号
----------------	------------------

② 従業員の状況

従 業 員 数	221 (50) 名
---------	------------

(注) 使用人兼務役員は含まれておりません。() 内は臨時従業員の年間平均雇用人員の内数です。

- (9) 主要な借入先及び借入額の状況 (2020年4月30日現在)
借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

- (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
日 里 貿 易 (上 海) 有 限 公 司	40,000千円	100%	繊維副資材の販売
日里服装輔料(大連)有限公司	140,000米\$	100%	繊維副資材の製造販売
大連保稅区日里貿易有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売
丸 幸 株 式 会 社	24,000千円	100%	衣料素材・副資材の企画・販売
丸幸国際貿易 (上海) 有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売

(注) 丸幸国際貿易 (上海) 有限公司は、丸幸株式会社の100%子会社です。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 6,085,401株

(3) 株主数

8,667名

(4) 自己株式の数

普通株式 343,147株

(5) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
鈴木裕生	589,213株	10.26%
澤田匡宏	150,000	2.61
株式会社三井住友銀行	125,000	2.18
株式会社広島銀行	125,000	2.18
日本国土開発株式会社	120,000	2.09
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	113,700	1.98
黒田良	103,800	1.81
倉敷繊維加工株式会社	100,000	1.74
須藤素子	94,600	1.65
バックレイ麻知子	89,000	1.55

- (注) 1. 当社は、自己株式を343,147株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）の所有株式113,700株は、「株式給付信託（BBT）」制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
取 締 役 会 長	鈴 木 裕 生	
代 表 取 締 役 社 長	斉 藤 文 明	
取 締 役	羽 場 恒 彦	常務執行役員 管理部門管掌 丸幸株式会社取締役
取 締 役	山 岡 司	執行役員 アパレル資材事業管掌 丸幸株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 本 凱 也	オフィス藤本代表 ソフトブレーン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	小 澤 俊 隆	丸幸株式会社監査役
監 査 役	加 毛 修	銀座総合法律事務所所長 学校法人巣鴨学園理事 政府調達苦情検討委員会委員長（内閣府） 日本航空株式会社社外監査役
監 査 役	高 橋 章 夫	公認会計士 高橋章夫公認会計士事務所代表 フランス株式会社監査役

- (注) 1. 取締役黒田良、横山太郎両氏は、2019年7月26日開催の第78期定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役藤本凱也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役加毛修、高橋章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役	7 名	76,485千円
監 査 役	3 名	12,449千円
合 計	10 名	88,934千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額8,234千円（取締役7,425千円、監査役809千円）が含まれています。
2. 上記支給額には、使用人兼務取締役2名の使用人分給与2,940千円は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額（使用人分給与は含まない）は、2012年7月27日開催の第71期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2012年7月27日開催の第71期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度に係る社外取締役1名及び社外監査役2名の報酬等の総額は8,650千円であります。
6. 当社は、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する功労加算金を含めた退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対し役員退職慰労金7,320千円を支給しております。

4. 社外役員に関する事項

- (1) 社外取締役
藤本 凱也（2015年7月28日就任）
- (2) 社外監査役
加毛 修（2006年7月28日就任）
高橋 章夫（2017年7月28日就任）
- (3) 社外役員その他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
記載すべき関係はありません。
- (4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況
① 取締役会及び監査役会への出席状況ならびに取締役会及び監査役会における発言の状況

区 分	氏 名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	藤 本 凱 也	取締役会15回のうち15回出席	主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたり、積極的かつ活発に発言を行っています。
社外監査役	加 毛 修	取締役会15回のうち15回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。
社外監査役	高 橋 章 夫	取締役会15回のうち14回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ② 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

(5) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨の規定を定款第29条に設けており、社外取締役 藤本 凱也氏、社外監査役 加毛 修氏及び同 高橋 章夫氏と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数」(注)5に記載のとおりであります。

(7) 社外役員が当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,668千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,668千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2. 会計監査人に対しての非監査業務に対する対価の支払いはありません。

3. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人

を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第29条に設けており、EY新日本有限責任監査法人と責任限定契約を締結しております。

損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とします。

(5) 当社の連結子会社である日里貿易(上海)有限公司は、上海中佳永信会計師事務所有限公司の、日里服装輔料(大連)有限公司、大連保税區日里貿易有限公司は、遼寧柏利会計師事務所有限公司の監査等を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制の決定内容】

当社は、2006年5月13日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号等に定める体制の整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。(最終改正：2019年5月1日)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社グループ会社の法令等遵守及び業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①当社は、役員及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理、経営理念及び「経営理念の実践」に基づき制定した「企業行動規範」並びに「コンプライアンス・マニュアル」を遵守し（以下「コンプライアンス」という）、取締役自らによる率先垂範並びに定期的研修を通じて従業員への周知徹底を図る。

②代表取締役は、コンプライアンスの徹底強化のため、管理部門管掌役員をコンプライアンス全体の総括責任者（以下「コンプライアンス総括責任者」という）に任命し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。総務部は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

- ③当社は、執行役員制度に基づき、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。
- ④当社は、従業員が法令、定款もしくはその他社内規程上、違反または疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「内部通報制度管理規程」を制定した。
- ⑤取締役は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス違反に関する事実を知り得た時には、遅滞無く取締役会、監査役会に報告する。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携し、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「会社保有データ取扱い規程」、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、適正に当該情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、整理・保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ②代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌役員を任命する。
- ③監査役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する実施状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役は、管理部門管掌役員をリスク管理に関する総括実施責任者として任命し、管理部門管掌役員は全社的なリスクの統括管理に当る。
- ②管理部門管掌役員は、各部等の担当執行役員と共に、リスク管理体制を構築し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を図る。

③会社の経営、人命、社会及び環境に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した時は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を対策本部長、全取締役及び総務部部長を各対応責任者とする危機管理対策本部を設置し、社内外広報・顧客対応・実務対応・情報収集・防止対策等の必要なリスク対応を図る。

④監査役及び内部監査室は連携して各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

②また、決裁に関する「職務権限規程」に基づき、執行役員である部長の職務分担に定められた決裁権限基準に従い決裁を行う。

ただし、重要な事項については取締役会等において審議の上、遂行決定を行う。

③当該担当業務の遂行については、業務分掌と責任を明確にした「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務遂行する。

④月1回開催される執行役員会及び営業報告会等の会議において、営業の進捗状況、経営計画の進捗状況、財務の状況等経営全般に関わる事項に関して審議検討し、遂行決定を行う。

⑤取締役会は、各部等担当執行役員に各部、室の経営計画に基づいた業務遂行状況を定期的に報告させ、その状況を監督する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するため、管理部門管掌役員、取締役または担当執行役員は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の運営管理及び支援業務を行う。また当社グループ会社に対し、各社の取締役・従業員の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を義務づける。

- ②当社グループ会社の所轄業務については、効率的な業務遂行、法令等の遵守体制、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社取締役または担当執行役員が統括管理する。当社グループ会社においても「リスク管理規程」を定め、グループ一体となったリスク管理体制を構築することにより、当社グループ会社についても、損失の危険の管理を徹底する。
 - ③当社グループ会社においては、それぞれの会社の実態に即して、業務分掌、職務権限を定め、業務を適正かつ効率的に遂行する。各社の取締役として当社社員を配し、連携を密にして、情報の共有化と業務の効率化を図る。
 - ④当社グループ会社の共通の規程として「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度管理規程」等を定め、当社グループ会社においても、取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ⑤当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。報告した者については、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない。
 - ⑥監査役及び内部監査室は連携して、当社グループ会社の管理体制を監査し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は、定期的にグループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役会が監査業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当社従業員が監査役の監査業務を補助する。
 - ②監査役は当社従業員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該従業員は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。

また、当該従業員の人事異動、懲戒処分、人事考課等の人事権については、監査役の同意を得る。

(7) 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び従業員は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、「監査役への報告規程」に基づき、監査役にその都度報告するものとする。なお、同規程は、報告した者について、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨等を規定している。
- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務遂行状況を把握するため、取締役会に出席する。また、執行役員会等の重要な会議に出席することができる。
また、業務遂行に関する重要な書類等の閲覧並びに、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
- ③代表取締役社長と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合をもつ。
また、監査役は会計監査人及び内部監査室、コンプライアンス総括責任者との緊密な連携を保つよう努め、監査の実効性確保を図る。
- ④監査役は必要に応じて、当社の会計監査人及びその他外部の専門家の助言を求めることができる。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、職務の執行が滞りなく行われるよう、前払または適当な期間後に処理する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ①当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとるものとし、取引を含めた一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、基本方針とする。

- ②反社会的勢力排除については、社内研修を通じ周知徹底し、不当要求等を受けた場合は毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

役員及び従業員一人一人がコンプライアンスの重要性を認識するため、全員が期初に「コンプライアンス宣誓書」を総務部に提出しております。また、規程説明会でコンプライアンス・マニュアルの説明を行い周知を図っております。

法令違反行為などコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見して解決するため、社内及び社外の通報窓口を設けて中国子会社を含むグループ全社において、内部通報制度の実効性向上を図っております。同制度及び通報窓口については、全社員に年2回案内をして制度の周知を図っております。

また、コンプライアンス上の問題がないかどうかを定期的に確認するため、全社員が年2回、「コンプライアンス点検報告書」を総務部に提出しております。

(3) リスク管理体制

每期、リスク管理項目の洗い替えを行い、当該リスクへの対応状況は、月1回開催される執行役員会で随時報告しております。

また、危機管理規程及び緊急事態対策マニュアルを定めており、随時内容の見直しを行っております。

(4) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画書を作成し、業務監査を行うとともに、財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価も行っております。また、必要に応じ、改善措置を講じるとともに、そのフォローアップ監査も実施しております。

(5) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、また、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で定期会合を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、内部監査室とも定期会合を実施し、執行役員会、リスク管理委員会、営業報告会等重要な会議に出席するとともに稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(備考) 本事業報告の記載金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。
なお、比率につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

2020年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(6,026,408)	流動負債	(1,836,892)
現金及び預金	2,070,905	支払手形及び買掛金	1,141,192
受取手形及び売掛金	2,232,707	電子記録債務	274,549
電子記録債権	505,213	賞与引当金	57,200
商品及び製品	924,836	未払金	34,244
原材料	141,335	未払法人税等	106,620
仕掛品	1,953	1年内返済予定の長期借入金	74,988
その他	169,939	その他	148,097
貸倒引当金	△20,484		
固定資産	(1,732,268)	固定負債	(313,422)
有形固定資産	(1,323,296)	長期借入金	118,779
建物及び構築物	583,183	役員退職慰労引当金	100,160
機械装置及び運搬具	37,427	役員株式給付引当金	22,867
土地	681,375	退職給付に係る負債	71,615
その他	21,309	負 債 合 計	2,150,315
無形固定資産	(75,155)	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(333,816)	株主資本	(5,571,197)
投資有価証券	143,985	資本金	887,645
繰延税金資産	46,894	資本剰余金	1,094,103
保険積立金	82,750	利益剰余金	3,846,218
その他	73,559	自己株式	△256,769
貸倒引当金	△13,374	その他の包括利益累計額	(37,164)
		その他有価証券評価差額金	△8,556
		繰延ヘッジ損益	545
		為替換算調整勘定	45,175
		純 資 産 合 計	5,608,362
資 産 合 計	7,758,677	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,758,677

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

2019年5月1日から
2020年4月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		9,941,816
売上原価		7,949,472
売上総利益		1,992,344
販売費及び一般管理費		1,526,303
営業利益		466,040
営業外収益		
受取利息	497	
受取配当金	3,576	
補助金収入	3,820	
保険解約返戻金	3,452	
その他	2,656	14,002
営業外費用		
支払利息	648	
保険解約損	1,187	
為替差損	2	
リース解約損	270	
貸倒引当金繰入額	605	
その他	145	2,858
経常利益		477,184
特別利益		
投資有価証券売却益	832	832
特別損失		
減損損失	136	
固定資産除却損	948	
ゴルフ会員権売却損	7	1,092
税金等調整前当期純利益		476,924
法人税、住民税及び事業税	147,041	
法人税等調整額	13,637	160,678
当期純利益		316,246
親会社株主に帰属する当期純利益		316,246

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

2019年 5 月 1 日から
2020年 4 月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019 年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,094,103	3,598,879	△266,340	5,314,287
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△68,907		△68,907
親会社株主に帰属 する当期純利益			316,246		316,246
自己株式の処分				9,571	9,571
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	247,339	9,571	256,910
2020 年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,094,103	3,846,218	△256,769	5,571,197

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2019 年 5 月 1 日 残 高	7,293	162	52,592	60,048	5,374,335
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△68,907
親会社株主に帰属 する当期純利益					316,246
自己株式の処分					9,571
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△15,849	383	△7,417	△22,883	△22,883
連結会計年度中の変動額合計	△15,849	383	△7,417	△22,883	234,026
2020 年 4 月 30 日 残 高	△8,556	545	45,175	37,164	5,608,362

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

2020年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(5,168,364)	流動負債	(1,637,207)
現金及び預金	1,741,155	支払手形	772,708
受取手形	708,390	買掛金	500,525
売掛金	1,117,738	未払費用	47,825
電子記録債権	481,922	前受金	1,192
商品	749,887	賞与引当金	50,500
製品	66,877	未払金	27,606
原材料	92,119	未払法人税等	104,400
仕掛品	1,953	預り金	4,043
前渡金	908	1年内返済予定の長期借入金	74,988
前払費用	11,613	その他	53,417
その他	203,468		
貸倒引当金	△7,669		
固定資産	(1,852,617)	固定負債	(248,579)
有形固定資産	(1,218,338)	長期借入金	118,779
建物	565,998	退職給付引当金	6,772
構築物	9,471	役員退職慰労引当金	100,160
機械及び装置	24,605	役員株式給付引当金	22,867
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	19,670	負 債 合 計	1,885,786
土地	598,592	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(73,008)	株主資本	(5,140,504)
借地権	59,553	資本金	887,645
商標権	480	資本剰余金	(1,094,103)
ソフトウェア	6,352	資本準備金	1,038,033
その他	6,622	その他資本剰余金	56,069
投資その他の資産	(561,270)	利益剰余金	(3,415,524)
投資有価証券	142,885	利益準備金	78,600
関係会社株式	181,943	その他利益剰余金	(3,336,924)
出資金	475	別途積立金	2,176,401
関係会社出資金	97,386	繰越利益剰余金	1,160,523
破産更生債権等	7,835	自己株式	△256,769
長期前払費用	5,972	評価・換算差額等	(△5,309)
繰延税金資産	59,367	その他有価証券評価差額金	△5,854
その他	73,240	繰延ヘッジ損益	545
貸倒引当金	△7,835	純 資 産 合 計	5,135,195
資 産 合 計	7,020,982	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,020,982

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

2019年 5 月 1 日から
2020年 4 月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,077,083
売上原価		6,413,988
売上総利益		1,663,094
販売費及び一般管理費		1,253,996
営業利益		409,098
営業外収益		
受取利息	393	
受取配当金	3,574	
為替差益	11	
業務受託料	7,100	
受取賃貸料	2,688	
補助金収入	3,750	
保険解約返戻金	1,390	
その他	2,122	21,030
営業外費用		
支払利息	632	
社債利息	15	
リース解約損	270	918
経常利益		429,210
特別利益		
投資有価証券売却益	832	832
特別損失		
減損損失	136	
固定資産除却損	948	1,085
税引前当期純利益		428,958
法人税、住民税及び事業税	139,355	
法人税等調整額	1,533	140,889
当期純利益		288,068

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

2019年5月1日から
2020年4月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
2019年5月1日残高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	941,362
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△68,907
当期純利益						288,068
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	219,161
2020年4月30日残高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	1,160,523

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	
2019年5月1日残高	△266,340	4,911,771	9,995	162	4,921,929
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△68,907			△68,907
当期純利益		288,068			288,068
自己株式の処分	9,571	9,571			9,571
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△15,849	383	△15,466
事業年度中の変動額合計	9,571	228,732	△15,849	383	213,266
2020年4月30日残高	△256,769	5,140,504	△5,854	545	5,135,195

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 秀 仁	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 祐 暢	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アゼアス株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アゼアス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 秀 仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 祐 暢	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アゼアス株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月18日

アゼアス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 澤 俊 隆 ㊟

社外監査役 加 毛 修 ㊟

社外監査役 高 橋 章 夫 ㊟

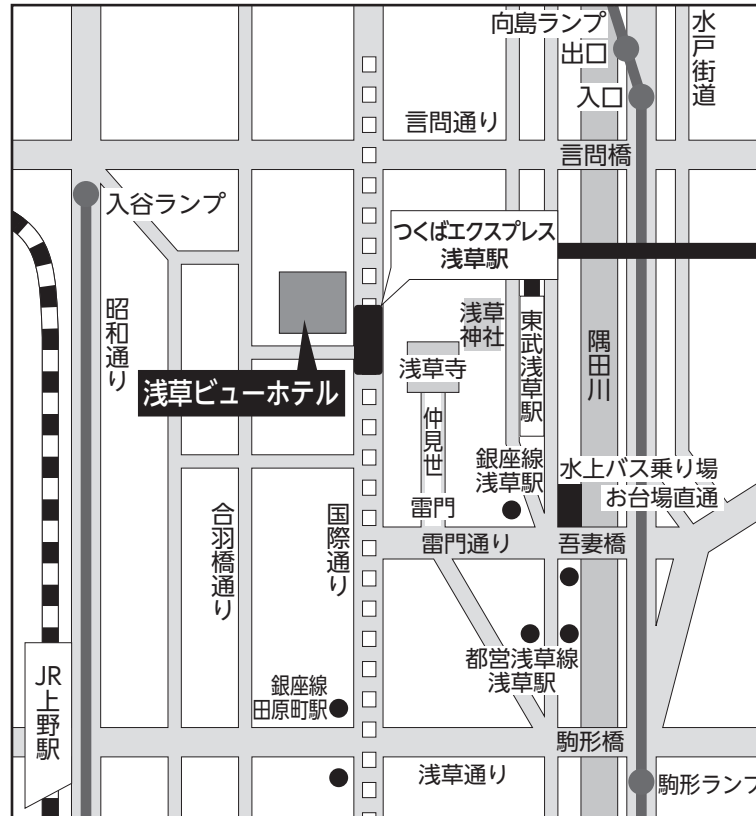
以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. The lines are uniform in thickness and spacing, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the page.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間



- ・ つくばエクスプレス「浅草駅」 A2番出口 (徒歩1分)
- ・ 地下鉄・銀座線「田原町駅」 3番出口 (徒歩7分)
- ・ 地下鉄・銀座線「浅草駅」 1番出口 (徒歩10分)
- ・ 地下鉄・都営浅草線「浅草駅」 4番出口 (徒歩13分)
- ・ 私鉄・東武線「浅草駅」 松屋出口 (徒歩10分)
- ・ JR「上野駅」 タクシー5分